ご案内

小・中学校の教育活動をまとめた「教育活動資料集」を作成しました

町田市教育委員会では、各学校が重点を置いている学習指導や体験活動、学校行事など日ごろの教育活動の様子が一目でわかる「教育活動資料集」を作成しましたのでご覧下さい。

○閲覧場所　各市立小・中学校、市役所本庁舎広報広聴課、森野分庁舎教育委員会指導課・社会教育課、教育センター、各市民センター、公民館、男女平等推進センター、子ども家庭支援センター、各市立図書館ほか

問指導課☎722・3111内線3653

薬師池公園　工事によりご迷惑をおかけしています

国指定重文「旧永井家住宅」の消火設備設置工事を、3月末まで行っています。ご迷惑をおかけしていますが、貴重な文化財保護のためご理解とご協力をお願いします。

工事中も住宅の見学はできます。

問社会教育課☎724・2554

「介護給付費のお知らせ」を発送します

どこの事業者で、何月に、どんなサービスを、どのくらい、利用したかについてのお知らせを3月末にお送りします。お送りするのは、2005年1月に利用された介護保険サービス分です。これにより、ご自分のサービス内容や各事業所の請求内容が正しいかどうかを確認することができます（市からの請求書や領収書ではありません）。

問高齢者福祉課☎721・0912

男女平等推進センター　団体登録・登録更新

男女平等推進センターでは、男女平等推進に関する活動をする団体・グループを援助するために団体登録を行っています。すでに登録してある団体も毎年、更新の手続きが必要です。

登録団体には、様々な支援を行います。

登録・更新の要件は、男女平等推進を活動目的としていること、男女平等推進センター事業に協力できることなどです。

○受付日時　祝日を除く月～金曜日の午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

※更新の手続きは、必要書類をお持ちになり、3月31日までに行って下さい。

※必要書類等、詳細は男女平等推進センター（☎723・2908）へお問い合わせ下さい。

町田かたかごの森　4月1日～10日　一般公開

「町田かたかごの森」は、毎年カタクリの開花時期に合わせて開園しています。

この森には、多摩の貴重種カタクリをはじめ、イチリンソウ、ヒトリシズカなどの希少種の草花も多く自生しています。また、管理をお願いしている市民グループ「町田かたかごの森を守る会」の会員が、カタクリについて説明を行います。

○開園期間　4月1日（金）～10日（日）

○開園時間　午前10時～午後3時（雨天時は閉園）

○交通　町田バスセンター4番または6番乗り場から、山崎団地行き、または山崎団地センター行きバスで「木曽入口」下車、徒歩10分

※駐車場はありません。

問公園緑地課☎793・7612、かたかごの家☎793・5883（＝4月1日～10日、開園時間のみ）

市営原町田一丁目駐車場回数駐車券を販売します

回数駐車券は町田商工会議所で販売していましたが、4月1日から市営原町田一丁目駐車場事務所で販売します。

回数駐車券の種類は150円券・300円券・600円券です。各20枚単位で販売します。

その他、割引のあるプリペードカードも販売しています。種類は3000円（3300円相当）、6000円（6600円相当）です。ご利用下さい。

問経済振興課☎724・2128、市営原町田一丁目駐車場事務所☎726・8090

浄化槽清掃補助券の発送について

下水道の供用が開始されていない地域で、専用住宅などにお住まいの方に浄化槽清掃に係わる費用の一部を年度内に1回補助しています。清掃補助券は、該当する方に4月1日前後に届くように発送します。ただし、建売住宅や中古住宅を購入された方は浄化槽の名義変更が必要です。

※設置届を行っていない浄化槽を使用している方は、市への補助申請が必要になります。

※既に補助申請をしている方は必要ありません。

問下水道部業務課浄化槽係☎722・2752

まちだ中央公民館「自主男女共生学級」開設説明会

自主男女共生学級とは、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を越えていくために、継続的なテーマで仲間とともに学び合い、男女平等参画社会を作るために公民館事業として行っていただくものです。今回の募集は15学級です。学級は講師謝礼、保育など一定の条件の中で運営をしていただきます。

開催要件等は開設説明会で説明しますので、開設を希望する方は必ず出席して下さい。

直接会場へおいで下さい。

○期日　①4月2日（土）②4月5日（火）

○時間　午前10時から

○会場　まちだ中央公民館6階①学習室2②美術工芸室

問まちだ中央公民館☎728・0071

ひなた村利用予約【カリヨンホール】

10月分のカリヨンホール利用者の抽選会を行います。4月3日午前9時までに使用料金をおつりのないようにお持ちになり、ひなた村へおいで下さい。

なお、1～2日・7日・31日の全日、3日・17日・24日の午前中は主催事業等のため利用できません。

※同ホールでは金銭を徴収しての催しはできません。

【プログラムサービス】

6月分のプログラムサービス利用者の抽選会を行います。4月3日午前10時までにひなた村へおいで下さい。

なお、5日午前中、11日、19日は主催事業等のため利用できません。

※プログラムサービスを利用できるのは1日1団体のみです。

◇

※ひなた村は毎週火曜日、祝日の翌日がお休みです。

問ひなた村☎722・5736

ご参加を　催し

都市整備環境調査報告会　開催のご案内

町田商工会議所では、中心商店街の通行量調査を毎年実施しています。今年度は昼夜間の通行量を計測するとともに、中心市街地の風俗関連業種・レジャー業種等の実態調査及びアンケート調査を実施し、報告書を作成しました。

そこで、本調査結果に関する報告会を開催します。

直接会場へおいで下さい。

○日時　3月22日（火）午後2時～3時30分

○会場　町田市民フォーラム3階ホール

○内容　中心市街地通行量調査報告・ナイトレジャータウン化実態調査報告

○定員　150人

問町田商工会議所☎722・5957、経済振興課☎724・2128

初級・中級　夜間手話講習会

○対象　市内在住、在勤、在学の15歳以上の方

○期間　5月～2006年3月

○時間　午後6時45分～8時45分（いずれも火曜日、全32回）

○申し込み　所定の申込用紙（町田ボランティア・センター及び障がい福祉課にあります）に記入し、4月9日まで（必着）に郵送で町田市聴覚障害者協会（〒194－0012、金森1315－10、☎799・2112）へ。

※申込用紙の郵送を希望される方は、切手を張り、あて名を明記した返信用封筒を同協会へ郵送して下さい。

問障がい福祉課☎724・2148

出張教育相談

教育センターでは、毎月出張教育相談を行っています。

不登校、非行、勉強や進路の悩み、親と子の関係などでお困りの方は、お気軽にご相談下さい。専門の相談員がお答えします。

4月14日（木）＝子どもセンターばあん
4月19日（火）＝堺市民センター
4月21日（木）＝なるせ駅前市民センター
4月26日（火）＝忠生市民センター
4月28日（木）＝鶴川市民センター

相談は無料で、秘密は厳守します。

○時間　午前10時～正午

※相談希望の方は、事前に電話をして下さい。

問教育センター☎792・6546

尾根緑道　2005まちださくらまつり

4月2日（土）午前10時～午後5時
3日（日）午前10時～午後3時30分

春、町田はさくらで染まります。

「尾根緑道」は遠く丹沢や相模平野が望まれる市内のさくらの名所です。咲き誇るさくらを観賞しながら、ゆっくり散策してみませんか。約1・5kmの会場には、さくらをゆっくりと観賞していただけるように、たくさんのベンチを用意します。

期間中は、舞台や模擬店、県人会によるふるさと自慢コーナー、町田市文化協会の出展などさまざまな催しがあります。

また、友好都市コーナーとして、長野市・川西町・増穂町・川上村・沖縄市・大島町が郷土物産等を出店します。

皆さんのご来場を心よりお待ちしています。

※駐車場はありません。当日は神奈川中央交通の路線バス（増便があります）をご利用下さい。

問2005町田市民さくら祭り実行委員会事務局（経済振興課内☎724・2129）へ。

郵便等による不在者投票

○郵便等による不在者投票とは？

身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことが困難な方が、郵便等のやりとりによって自宅等で投票できる制度です。

○該当となる方は？

代理記載制度の該当者を除いてご自身で字を書くことができ、下記のいずれかに該当される方

①介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護５である者として記載されている方　**※注意１**

②身体障害者手帳をお持ちの方で下表の障がいに該当する者として記載されている方

③戦傷病者手帳をお持ちの方で下表の障がいに該当する者として記載されている方

○申請方法は？

いつでも申請できます。

選挙管理委員会にある申請書にご記入のうえ、介護保険の被保険者証、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて申請して下さい（申請書は郵送もします）。該当となる方に郵便等投票証明書を交付します。

○ご注意

申請後、郵便等投票証明書を交付するまでに２か月程度かかることもあります。特に選挙直前だと間に合わないこともあります。申請はお早めに！

問選挙管理委員会☎724・2168

介護保険被保険者証	身体障害者手帳				戦傷病者手帳			
要介護状態区分	障がい名	障がいの程度	障がい名	障がいの程度	障がい名	障がいの程度	障がい名	障がいの程度
要介護　5 **※注意１**　介護保険の認定は有効期間が定めてあり、更新の手続きが必要なため、**更新のたびごとに新規申請の手続きが必要です。**	両下肢 体　幹 移動機能	1・2級	心　臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう 直　腸 小　腸	1・3級	両下肢 体　幹	特別項症～第2項症	心　臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう 直　腸 小　腸	特別項症～第3項症
			免　疫	1～3級				

代理記載制度について

上記のいずれかに該当され、かつ**身体障害者手帳**に**上肢または視覚の障がいの程度が１級**または**戦傷病者手帳**に**上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第２項症まで**である者として記載されている方で、**ご自身で字を書くことが困難な方**は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができる制度です。

※手帳の級が上記級であっても、手帳に複数の障がい名または、表以外の障がい名が記載されている場合は該当しないこともあります。